

第61号議案

区民住宅の火災に係る損害賠償等の請求に関する民事訴訟の提起について
上記の議案を提出する。

令和5年6月29日

品川区長 森 澤 恭 子

区民住宅の火災に係る損害賠償等の請求に関する民事訴訟の提起について
て

下記のとおり、訴えを提起する。

記

1 訴訟当事者

東京都品川区広町二丁目1番36号

原告 品川区

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

2 訴訟の目的の価額

金865万1,256円

3 事件の概要

- (1) [Redacted] (以下「[Redacted]」という。)は、品川区立区民住宅条例(平成5年品川区条例第34号)に基づき、区民住宅ファミリーユ西五反田東館(以下「本件建物」という。)の使用許可(以下「本件使用許可」という。)を受け、平成

16年4月10日から令和4年2月8日まで本件建物を使用していた。

- (2) ■■■ (以下「■■■」という。)は、本件使用許可に係る全ての債務について、品川区に対し、連帯保証を約諾した者である。
- (3) 令和4年2月1日、■■■は、本件建物のベランダにおいて火災を発生させ、本件建物の一部に損害を与えたものの、同月8日に原状回復を行わずに本件建物を品川区に返還した。
- (4) また■■■は、令和3年10月から令和4年2月までの使用料等を滞納している。
- (5) 品川区は、■■■および■■■に対し、令和5年2月から5月までの間、原状回復に係る費用の返還を行わなかった債務不履行または不法行為に基づく損害賠償金および未払使用料等の支払について、再三にわたり督促および催告を行ったが、■■■および■■■はこれに応じなかった。
- (6) このことから品川区は、■■■および■■■に支払の意思が見られず、任意の弁済は困難であると判断し、■■■および■■■を被告として、訴訟を提起するものである。

4 訴訟遂行の方針

本件訴訟において、必要に応じて上訴、和解または訴えの変更をすることができる。

(説明) 区民住宅の火災に係る損害賠償等の請求を求め、民事訴訟を提起する必要がある。